

請 願 文 書 表

( 2 6 年 6 月 定 例 会 )

| 受理<br>番号 | 受理月日 | 件 名                         | 請 願 者                                 | 紹 介 議 員  | 要 旨   | 所管委員会         |
|----------|------|-----------------------------|---------------------------------------|--|---|---------------|
| 4        | 6月2日 | 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願 | 亀岡市保津町今石70-1<br>口丹聴覚障害者協会<br>会長 井上 敏洋 | 湊 泰孝<br>馬場 隆<br>中村 正孝<br>中澤 基行<br>藤本 弘<br>石野 善司<br>酒井安紀子 | <p>（請願の要旨）</p> <p>手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を国に提出するよう求めます。</p> <p>（請願の理由）</p> <p>手話とは日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。</p> <p>手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。</p> <p>しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきたという長い歴史がありました。</p> <p>平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。</p> <p>障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。</p> <p>また同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定を求めるものです。</p> | 環境厚生<br>常任委員会 |